

区 分	男	女	合計
令和元年度	0人	0人	0人
平成30年度	0人	1人	1人

5 職員の休業に関する状況  
 職員の育児休業の取得状況（\*年度中に短期間でも取得実績がある職員も含みます）

区 分	平均取得日数	年 休 取 得 率
平成31年1月1日 ～令和元年12月31日	9.1日	24.6%
平成30年1月1日 ～12月31日	9.5日	25.4%

区 分	免 職	休 職	降 任	合 計
勤務実績がよくない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	2人	0人	2人
その他適格性の欠如	0人	0人	0人	0人
職制・定数の改廃など	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関する起訴	0人	0人	0人	0人

（令和元年度）

6 職員の分限および懲戒処分  
 (1) 分限処分  
 職員が一定の事由により、その職務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の向上を目的に、任命権者が免職、休職、降任などの処分を行うものです。

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合 または職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0人	0人	0人	0人	0人

（令和元年度）

(2) 懲戒処分  
 職員の法律違反などの一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に、免職、停職、減給などの処分を行うものです。

区 分	内 容	違反者数
職務命令などに従う義務	職員は、上司の職務命令などに従わなければなりません。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはなりません。	0人
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。	0人
職務に専念する義務	職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを専念しなければなりません。	0人
政治的行為の禁止	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与するなどの政治的行為が禁止されます。	0人
争議行為などの禁止	職員は、争議行為などが禁止されます。	0人
営利企業などの従事制限	職員は、職務の公正を確保するなどの観点から、営利企業などに従事することは制限されています。	0人

（令和元年度）

7 職員の服務の状況  
 地方公務員法では、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならぬという服務が規定されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。